

えにこの公団法が必要であるという前提に立つべきだ。その前提であるべき飛行場の位置すらも決定できない。このような状態は本末転倒であります。したがって、この法案に対して日本社会党は断固として反対するものであります。

以上で討論を終ります。

○長谷川委員長 竹谷源太郎君。

○竹谷委員 私は、民主社会党を代表いたしました。この法案に反対の意見を述べたいと思ひます。

私も民主社会党は、現在及び将来の国際航空の要請にかんがみまして、りっぱな新飛行場をすみやかに建設すべきものと考えているものであります。しかしながら、残念にして今回提案された政府のこの法案は、附則第一条において、まず施行期日がきわめて不確定であり、期限もなく、政府の政令発布という政府自身の全くの自由裁量にゆだねるものであります。こうした法律は他に前例がないと考へるのであります。しこうして、その政令発布がすみやかにし得るやいなやということも、ただいま小川委員も述べましたように、閣内不統一であります。まことに心細い。このよう

な全然白紙の委任をするような法案に対しては賛成しかねるのが第一点であります。

第二は、法案の第十三条において役員の欠格条項が書いてありますが、これには国会議員、地方議会議員等が除外されております。現在、日本の法制からいいますと、いわゆる三公社、通常形式的に公共企業体と称される国鉄、電電公社、専売公社等の法律には——国会法第三十九条に公共企業体の役員には議員はなれないと書いてある、その上にこれら三公社の法律にそれぞれ国会議員の兼職禁止規定が載っており存在をいたします。また、現在施行中の法律による十の公団については全部兼職を禁止してある。また、今回に提案された七つの同様な公団公団をつくる法律においても、そのうちの二つのうちの一つの小規模企業共済法案はすでに衆議院を通過しておりますが、この法律には、国会議員、地方議員の兼職禁止を

明らかに書いてございます。またオリソニック記念青少年総合センター法案も同様。その他の新東京国際空港公団法案ほか四つの法案につきましても兼職禁止規定がないという非常な不統一を暴露しておるのであります。しかも、この新東京国際空港公団法案は、先般衆議院を通過しました小規模企業共済事業団の法案に比べて、はるかに公共性、国家性も強く、国家が本来当然に行なうべき特殊な事業でございますので、公団として国家の身分がこの仕事をやる、すなわち重要な国家行政でございます。このように大事な仕事に議員が兼務ができるということになりますと、立法院、行政府の独立性が混淆いたしました。立法院の独立性保持がまぎらわしくなる。この点はどうい小規模企業共済法案とは比較にならない。そうした三権分立の精神からも、このような公団の役員には議員の兼職禁止を認むべきである。こういう考えをわれわれは持つておるのでございます。

以上の二点、その他の理由によりまして、新東京国際空港公団のすみやかなる設置は念願しておるのであります。残念ながらこの法案に対しては反対せざるを得ない。以上の理由によりましてわが党は本法案に反対を表明するものであります。

○長谷川委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより新東京国際空港公団法案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長谷川委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○長谷川委員長 この際、関谷勝利君より発言を求められておりますので、これを許します。関谷勝利君。

○関谷委員 ただいま議決されました新東京国際空港公団法案に對しまして附帯決議をつけたいと存じます。これは自由民主党並びに民主社会党

共同提案にかかると存じます。またオリソニック記念青少年総合センター法案も同様。その他の新東京国際空港公団法案ほか四つの法案につきましても兼職禁止規定がないという非常な不統一を暴露しておるのであります。しかも、この新東京国際空港公団法案は、先般衆議院を通過しました小規模企業共済事業団の法案に比べて、はるかに公共性、国家性も強く、国家が本来当然に行なうべき特殊な事業でございますので、公団として国家の身分がこの仕事をやる、すなわち重要な国家行政でございます。このように大事な仕事に議員が兼務ができるということになりますと、立法院、行政府の独立性が混淆いたしました。立法院の独立性保持がまぎらわしくなる。この点はどうい小規模企業共済法案とは比較にならない。そうした三権分立の精神からも、このような公団の役員には議員の兼職禁止を認むべきである。こういう考えをわれわれは持つておるのでございます。

以上で討論を終ります。

○長谷川委員長 竹谷源太郎君。

○竹谷委員 私は、民主社会党を代表いたしました。この法案に反対の意見を述べたいと思ひます。

私も民主社会党は、現在及び将来の国際航空の要請にかんがみまして、りっぱな新飛行場をすみやかに建設すべきものと考えているものであります。しかしながら、残念にして今回提案された政府のこの法案は、附則第一条において、まず施行期日がきわめて不確定であり、期限もなく、政府の政令発布という政府自身の全くの自由裁量にゆだねるものであります。こうした法律は他に前例がないと考へるのであります。しこうして、その政令発布がすみやかにし得るやいなやということも、ただいま小川委員も述べましたように、閣内不統一であります。まことに心細い。このよう

な全然白紙の委任をするような法案に対しては賛成しかねるのが第一点であります。

第二は、法案の第十三条において役員の欠格条項が書いてありますが、これには国会議員、地方議会議員等が除外されております。現在、日本の法制からいいますと、いわゆる三公社、通常形式的に公共企業体と称される国鉄、電電公社、専売公社等の法律には——国会法第三十九条に公共企業体の役員には議員はなれないと書いてある、その上にこれら三公社の法律にそれぞれ国会議員の兼職禁止規定が載っており存在をいたします。また、現在施行中の法律による十の公団については全部兼職を禁止してある。また、今回に提案された七つの同様な公団公団をつくる法律においても、そのうちの二つのうちの一つの小規模企業共済法案はすでに衆議院を通過しておりますが、この法律には、国会議員、地方議員の兼職禁止を

共同提案にかかると存じます。またオリソニック記念青少年総合センター法案も同様。その他の新東京国際空港公団法案ほか四つの法案につきましても兼職禁止規定がないという非常な不統一を暴露しておるのであります。しかも、この新東京国際空港公団法案は、先般衆議院を通過しました小規模企業共済事業団の法案に比べて、はるかに公共性、国家性も強く、国家が本来当然に行なうべき特殊な事業でございますので、公団として国家の身分がこの仕事をやる、すなわち重要な国家行政でございます。このように大事な仕事に議員が兼務ができるということになりますと、立法院、行政府の独立性が混淆いたしました。立法院の独立性保持がまぎらわしくなる。この点はどうい小規模企業共済法案とは比較にならない。そうした三権分立の精神からも、このような公団の役員には議員の兼職禁止を認むべきである。こういう考えをわれわれは持つておるのでございます。

以上で討論を終ります。

○長谷川委員長 竹谷源太郎君。

○竹谷委員 私は、民主社会党を代表いたしました。この法案に反対の意見を述べたいと思ひます。

私も民主社会党は、現在及び将来の国際航空の要請にかんがみまして、りっぱな新飛行場をすみやかに建設すべきものと考えているものであります。しかしながら、残念にして今回提案された政府のこの法案は、附則第一条において、まず施行期日がきわめて不確定であり、期限もなく、政府の政令発布という政府自身の全くの自由裁量にゆだねるものであります。こうした法律は他に前例がないと考へるのであります。しこうして、その政令発布がすみやかにし得るやいなやということも、ただいま小川委員も述べましたように、閣内不統一であります。まことに心細い。このよう

な全然白紙の委任をするような法案に対しては賛成しかねるのが第一点であります。

第二は、法案の第十三条において役員の欠格条項が書いてありますが、これには国会議員、地方議会議員等が除外されております。現在、日本の法制からいいますと、いわゆる三公社、通常形式的に公共企業体と称される国鉄、電電公社、専売公社等の法律には——国会法第三十九条に公共企業体の役員には議員はなれないと書いてある、その上にこれら三公社の法律にそれぞれ国会議員の兼職禁止規定が載っており存在をいたします。また、現在施行中の法律による十の公団については全部兼職を禁止してある。また、今回に提案された七つの同様な公団公団をつくる法律においても、そのうちの二つのうちの一つの小規模企業共済法案はすでに衆議院を通過しておりますが、この法律には、国会議員、地方議員の兼職禁止を

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律

海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の

一部を次のように改正する。

目次中「海運代理店業、検査業、鑑定業及び

検査業」を「及び海運代理店業」に改める。

第二条に次の一項を加える。

11 この法律において「自動車航送」とは、船舶に

より自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律

第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車

であつて、二輪のもの以外のものをいう。以下

同じ。)並びに次の各号に掲げる人及び物を合

せて運送することをいう。

一 当該自動車の運転者

二 前号に掲げる者を除き、当該自動車に乗務

員、乗客その他の乗車人がある場合にあつて

は、その乗車人

三 当該自動車に積載貨物がある場合にあつて

は、その積載貨物

第四条第三号中「運航計画」を「事業計画」に改め

る。

第五条第二号中「旅客不定期航路事業」を「自動

車航送貨物定期航路事業若しくは旅客不定期航路

事業」に改める。

第八条第一項中「料金」の下に「並びに自動車航

送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動

車航送に係る運賃及び料金」を加える。

第九条第二項中「小荷物の」の下に「運送並びに

自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては

当該自動車航送につき」を加える。

第十一条(見出しを含む)中「運航計画」を「事業

計画」に改める。

第十二条中「小荷物の運送」の下に「並びに自動

車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該

自動車航送」を加える。

第十三条第一項中「旅客、手荷物及び小荷物を

運送の申込みの順序により、運送しを運送の申込

みの順序により、旅客、手荷物及び小荷物の運送

つては当該自動車航送をし」に改め、同条第二項

中「運送」の下に「並びに自動車航送をする旅客定

期航路事業者にあつては当該自動車航送」を加え

る。

第十九条第一号中「その他の運送条件」を「並び

に自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつて

は当該自動車航送に係る運賃及び料金」に改め、

同条第二号中「運航計画」を「事業計画」に改める。

第十九条の五第一項中「貨物定期航路事業」の下

に「(第二十一条第一項に規定する自動車航送貨物

定期航路事業を除く)」を加え、同条第二項中「貨

物定期航路事業」を「前項の貨物定期航路事業」に

改める。

第十九条の六中「省令で定めるもの」の下に「並

びに自動車航送に係る自動車及びその積載貨物」

を加える。

第二十一条の見出し中「旅客不定期航路事業」を

「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航

路事業」に改め、同条第一項中「一定の航路」を「自

動車航送をする貨物定期航路事業(本邦の港と本

邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各

港間における自動車航送をする貨物定期航路事業

及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の自動車

航送をする貨物定期航路事業を除く。以下「自動

車航送貨物定期航路事業」という。)又は一定の航

路」に改める。

第二十二條中「旅客不定期航路事業」を「自動車

航送貨物定期航路事業を営む者(以下「自動車航送

貨物定期航路事業者」という。)又は旅客不定期航

路事業」に改める。

第二十三条第一項中「運輸大臣は、」の下に「自動

車航送貨物定期航路事業者が正当な理由がないの

に一年以上自動車航送をしなかつたとき、又は「

を、」旅客の運送の下に「及び自動車航送をする

旅客不定期航路事業者にあつては当該自動車航

送」を加える。

第二十三条の二第一項及び第二項中「旅客不定

期航路事業者」を「自動車航送貨物定期航路事業者

中「旅客不定期航路事業者」を「自動車航送貨物定

期航路事業者又は旅客不定期航路事業者」に、「旅

客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事

業又は旅客不定期航路事業」に改める。

第二十三条の三中「旅客不定期航路事業者」を

「自動車航送貨物定期航路事業者又は旅客不定期

航路事業者」に改める。

第二十三条の四中「旅客不定期航路事業」を「自

動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事

業」に改め、同条に後段として次のように加え

る。

この場合において、これらの規定の自動車航

送貨物定期航路事業への準用については、第八

条第一項中「旅客、手荷物及び小荷物の運賃及

び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料

金」とあるのは「自動車航送に係る運賃及び料

金」と、第九条第二項中「旅客、手荷物及び小荷

物の運送並びに自動車航送をする旅客定期航路

事業者にあつては当該自動車航送につき」とあ

るの「自動車航送につき」と読み替へるものと

する。

第三十二条中「他の定期航路事業者」を「他の船

舶運航事業者」に改める。

第四十五条の三第一項第二号中「旅客不定期航

路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業又は旅客

不定期航路事業」に改める。

第四十七条第二号中「旅客不定期航路事業」を

「自動車航送貨物定期航路事業又は旅客不定期航

路事業」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月

を経過した日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に、改正前の海上

運送法(以下「旧法」という。)第三条第一項の規

定による免許又は旧法第二十一条第一項の規定

による許可を受けて一般旅客定期航路事業者又は

旅客不定期航路事業を営んでいる者であつて、

自動車航送をしていないものは、この法律の施行

の日から二月間は、改正後の海上運送法(以下

「新法」という。)第八条第一項及び第九条第一項

(これらの規定を新法第二十三条の四において

準用する場合を含む。)の規定による自動車航送

に係る運賃及び料金並びに運送約款の認可を

受けないでも、当該自動車航送を引き続きする

ことができる。その者がその期間内にこれらの

規定による自動車航送に係る運賃及び料金並び

に運送約款の認可の申請をした場合において、

その申請について認可をする旨又は認可をしな

い旨の通知を受けるまでの期間についても、同

様とする。

第三条 この法律の施行の際現に、内航海運業法

(昭和二十七年法律第百五十一号)第三条第一項

の規定による登録を受け、又は同条第二項の規

定による届出をして内航運送業を営んでいる者

であつて、新法第二十一条第一項に規定する自

動車航送貨物定期航路事業に相当する事業を営

んでいるものは、この法律の施行の日から二月

間は、同項の規定による自動車航送貨物定期航

路事業の許可を受けなくても、当該事業を引き

続き営むことができる。その者がその期間内に

同項の規定による自動車航送貨物定期航路事業

の許可の申請をした場合において、その申請に

ついて許可をする旨又は許可をしない旨の通知

を受けるまでの期間についても、同様とする。

2 新法第二十二條から第二十三條の四までの規

定は、前項の規定の適用を受ける者が同項の規

定により引き続き当該事業を営む場合は、適用

しない。

第四条 附則第二条及び前条の規定は、新法第四

十四条に規定する船舶運航の事業について準用

する。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の二の二「旅客不定期航路事業を許可し」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業を許可し、並びに自動車航送貨物定期航路事業」に改める。

第六条第一項第三号中「及び旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改める。

第二十三条第一項第二号及び第四十条第一項第一号の二「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改める。

(内航海運業法の一部改正)
第七条 内航海運業法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「旅客定期航路事業」の下に「自動車航送貨物定期航路事業」を加える。

(内航海運組合法の一部改正)
第八条 内航海運組合法(昭和三十三年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業」に改める。

理由

自動車航送をする船舶運航事業の適正な運営を図るため、旅客定期航路事業について自動車航送に関する規定を整備するとともに、自動車航送をする貨物定期航路事業を許可制とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松浦国務大臣 ただいま議題となりました海上運送法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

改正の第一点は、近年、自動車航送をする船舶運航事業が急激に発達してまいりましたので、そ

の適正な運営をはかるため、必要な規定を整備しようというものであります。

自動車航送は、旅客定期航路事業者がこれを行なっている例が非常に多いのでありますが、現行法におきましては、旅客定期航路事業について、旅客の運送の面についてのみ種々の規制を加えているのでありまして、自動車とその運転者、乗客、積み荷を一体として運送する面については、これを的確に規制する手段がないのであります。そこで、旅客定期航路事業者が行なう自動車航送につきましては、その自動車航送についての運賃及び運送約款を認可制にするなど、旅客の運送の場合と同様な規定を設けることといたしました。

また、自動車航送をする貨物定期航路事業につきましては、現在内航海運業法による登録事業となっており、規制が比較的ゆるやかであります。最近、その増加が特に著しく、このまま放置することは、自動車航送に関する秩序の維持とその健全な発達をはかる上において好ましくありませんので、これを許可制とし、必要な規制を加えることといたしました。

改正の第二点は、現行法におきましては、定期航路事業者の間の貨物の運送の過当競争の防止について運輸大臣が必要な勧告をすることができるとなっておりますが、最近、不定期航路事業者が定期航路事業者と過度の競争をする事態が生じてきておりますので、不定期航路事業者に対しても同様に勧告することができるようにするものであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○長谷川委員長 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午前十一時七分散会

運輸委員會議録第十六号中正誤

ページ	段行	誤	正
五	三	触決	解決
六	二	お答付	お答え
六	三	くるので	くるで
六	四	列系	系列
七	四	かりやる	かりにやる
八	一	策である	策がある
八	三	語弊	語弊

運輸委員會議録第十七号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	一	原因	原因
二	二	しので	して
二	六	を瞬間	その瞬間
四	四	警告は	警告に
五	三	署署長	警察署長
二	三	この実は	この点は

運輸委員會議録第十八号中正誤

ページ	段行	誤	正
五	二	ように	ような
五	四	妥当は	妥当な
七	三	直ちに	直ちには
一〇	三	しまり政務	しまり。政務
二	四	来たる午前	来たる四月二日午前